

郵便法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（被災者に対する郵便葉書等の無償交付）</p> <p>第二条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第十八条の規定による料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡の無償交付をするときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する被救助者であつて、同法第四条第一項第一号に掲げる救助（応急仮設住宅の供与を除く。）又は同項第三号に掲げる救助を受けるものを対象としてするものとする。この場合において、会社は、交付を受けることができる者の範囲、交付枚数、交付期間及び交付方法を当該交付事務を取り扱うその営業所において掲示しなければならない。</p>	<p>（被災者に対する郵便葉書等の無償交付）</p> <p>第二条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第十八条の規定による料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡の無償交付をするときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する被救助者であつて、同法第二十三条第一項第一号に掲げる救助（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）又は同項第三号に掲げる救助を受けるものを対象としてするものとする。この場合において、会社は、交付を受けることができる者の範囲、交付枚数、交付期間及び交付方法を当該交付事務を取り扱うその営業所において掲示しなければならない。</p>